

自転車を所有するみなさまへ
栃木県では令和4年7月1日より…



自転車利用にあたって 自転車保険加入が 義務づけられます

生活サポートサポート総合補償制度では、個人賠償責任保険にて自転車の利用によって生じた他人の物・身体への損害への補償、被保険者本人のケガの入・通院の補償が可能となっております。



保険の詳細はパンフレットをご覧ください

POINT!

1つの保険で、日常生活での怪我入・通院、病気の入院給付金、個人賠償などの他、自転車保険の賠償をセットでカバー

補償制度に関するお問い合わせは以下へお願いします↓

◆事務局（加入依頼書等送付先）
栃木県知的障害児者生活サポート協会
TEL：028-612-1901
FAX：028-612-1902

◆担当代理店・扱者
（補償制度の請求・内容お問合せ）
株式会社ジェイアイシー
TEL：03-5321-3373
FAX：03-5321-4774



◆自転車での高額加害事故例

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。裁判所は、保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じた。

(神戸地方裁判所、平成25年(2013年)7月4日判決)

◆栃木県自転車の安全で適切な利用促進に関する条例

令和4年4月1日施行【(3)のみ7月1日施行】

主な内容

- (1) 県の責務、自転車利用者の責務、県と市町村との協力、事業者の役割等について規定します。
- (2) 自転車の安全で適正な利用に関する教育、乗車用ヘルメットの着用、自転車の点検及び整備等について規定します。
- (3) 自転車損害賠償責任保険等への加入義務及び加入の確認等に係る努力義務について規定します。

生活サポート総合補償制度のみでこんな事が対応できます

◆入院給付金・ケガの補償

◇休みに自転車をこいでいたところ転んで骨折、手術を含んだ7日間の入院、退院後5日の通院があった。

Cプラン加入の場合

ケガの補償 入院保険金5,000円×7日=35,000円
通院保険金3,000円×5日=15,000円
手術保険金50,000円（入院時、それ以外では25,000円）

入院給付金 入院諸費用4,000円×6日=24,000円（入院2日目～7日目の6日間対象）

合計124,000円

※その他 ケガの補償として死亡保険金や後遺障害保険金
入院給付金として付添介護/差額ベット費用の保険金（A・Bプランのみ）
保険金が状況に応じてお支払いされます。



◆個人賠償責任補償

補償の対象となった場合 Aプラン最大1億円、B・Cプラン最大3億円が支払い。
—自転車事故による高額賠償の事例—

9,330万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官25歳と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。	高知高裁 令和2年7月
4,746万円	信号無視した会員の男性46歳の自転車が横断歩道を渡っていた75歳の女性と衝突し、歩行者の女性が死亡した。	東京地裁 平成26年1月
2,174万円	歩行者も通行できるサイクリングロードで出勤中の男性会員の自転車が散歩中の77歳男性と衝突し、歩行者の男性が3日後に死亡した。	東京地裁 平成25年3月

※実際の支払の可否や内容・金額は保険会社・代理店へお問い合わせください。

◆よくある質問

- Q、追加の契約・書類は必要？ →A、不要です。補償制度で特約がついております。
- Q、すべてのプランが対象？ →A、ABCすべてのプランにて対応可能です。
- Q、補償内容が知りたい。 →A、サポート協会かジェイアイシー事務局へご連絡ください。お問い合わせへの回答やパンフレットの送付をいたします。PDFでご覧になりたい方は①栃木県障害施設・事業協会もしくは②全国知的障害児者生活サポート協会ホームページをごらんください。
(左のQRコードからもご覧いただけます。)

